

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第39回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成27年3月10日（火） 14:00～14:50

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）川口宰護（委員長），新関輝夫，土持敏裕，永尾廣久，野口郁子（敬称略。五十音順）

（庶務）中島総務課長，早尻総務課課長補佐

（説明者）永淵事務局長

4 議題

平成27年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

126 2月24日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について
（通知） 添付省略

127 裁判所指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）
（検察庁あて）

128 裁判所指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）
（弁護士会あて）

6 協議等

庶務から，指名諮問委員会から指名候補者（当委員会関係では，平成27年下半期の再任（判事任命）候補者のみ）の情報収集を行い，その結果を6月10日（水）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明された。

平成27年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

て

庶務から、平成27年下半期の再任（判事任命）候補者に関して、審議資料127及び128の依頼文書を発出して情報収集を行う旨説明された後、審議され、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 日本法律家協会の機関誌「法の支配176号」に掲載されている寺田逸郎最高裁長官の巻頭言の中に「司法修習後に判事補となり、以後裁判官としてのキャリアを続ける者が多い我が国の仕組みにあって、多角的なもの見方への意識付けを図ることを人材育成の視点から重視すべきことには、ほぼ異論はない。司法制度改革でもこのことが強調され、その結果、若手裁判官に対して従来から行われてきている海外留学や行政官庁、民間企業への派遣による研修の拡充が促されたほか、新たに2年間弁護士事務所でその職務を行う施策も採用された。現在、判事補としての採用は年100人程度であるが、最近ではおおむね4人に3人が採用後何らかの形で外部経験を経てきている。このようにして10年が経過した今日、育成策としてのねらいがどこまで実現されているか、裁判での懐の深さとなって現れ、貢献しているのか、そろそろ、組織的に検証し、見直しの必要について検討すべき時期にきているのかもしれない。」とある。私も裁判官に外部経験させることは良いことだと思う。今後も民間企業研修等については、更に充実したものとなるよう努力を重ねてもらいたい。
- ・ 審議資料128（再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて））の1ページ目の下から4行目の「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との記載があるが、これまでも繰り返し述べてきたように、九州管内の弁護士会においては、裁判官に関する段階評価式アンケートによる情報収集結果を、当地域委員会に提供するようなことは全くしていないことから、削除されたい。

- ・ 資料 1 2 8 の依頼文言は、段階評価式アンケートについての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の考え方を伝え、参考までに注意喚起しているに過ぎないものであり、削除する必要はないのではないか。
- ・ 資料 1 2 8 の 1 ページ目の 4 段落目の「おって、下級裁判所裁判官指名諮問委員会での協議において、情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、」という記載部分は、資料 1 2 6 の中では重点審議者の情報収集の在り方として記載されているものであり、今回、当委員会には重点審議者はいないのであるから、削除するのが相当ではないか。
- ・ 重点審議者がいる、いないに関わらず、当該記載は、指名諮問委員会委員長からの依頼により念のために注意喚起しているに過ぎないものであるから、削除するのはいかがなものか。

審議の結果、審議資料 1 2 7 及び 1 2 8 のとおり、再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、案文のとおり発出することとなった。

7 報告事項

庶務から、次のとおり報告された。

昨年 1 2 月 5 日及び 1 2 月 1 9 日、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

ア 判事の再任候補者関係

判事の再任候補者については、再任願を提出した 1 2 1 人のうち、その後、願を取り下げた 1 人を除く、1 2 0 人について審議が行われ、1 1 8 人については指名適当、2 人については指名不適当との答申になり

ました。指名不相当とされた2人の理由は、「その能力、資質の面において、判事にふさわしいものとはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

イ 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した3人について審議が行われ、2人については指名適当、1人については指名不相当との答申となり、指名不相当とされた1人の理由は、「その能力、資質の面において、判事にふさわしいものとはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

ウ 平成26年1月の新任判事補候補者関係

新任判事補任官候補者については、任官希望を提出した101人について審議が行われ、いずれも指名適当との答申になった。

庶務からの報告後、委員から次のとおり、意見が述べられた。

- ・ 私としては、本制度は評価を通じて裁判官を励ます制度であるにとらえており、結果的にそれが国民のためになると思っている。重点審議者でなくとも裁判官の情報を収集し評価して良いと思うし、良い評価でない裁判官ややる気のないような裁判官には反省していただき、それを糧にして大いにがんばっていただくシステムだと思っている。本制度は、良い評価を受けていない裁判官を切る手続としてではなく、良い評価を受けていない裁判官に反省してもらい、育成していく制度としての機能を持たせるべきだと考えている。

弁護士任官について、前述の巻頭言に「なお、多彩なバックグラウンドを有する人材確保という観点から拡大を図るとされた弁護士からの裁判官採用は、期待通りとはいかず、年数名にとどまっている実情にある。それでも平成15年から数えるとすでに100人を超える裁判官となった方々の真摯な姿勢による働きぶりには勇気づけられるところが少なくない。このことを付言しておきたい。」とある。弁護士任官希望者の情報は、この地域委員会を通さずに中央に報告され、選考段階で通らなかった人が福岡で複数いたということや、選考面接自体もハードルが高いというような話を聞いている。また、先ほど、庶務から指名諮問委員会での結果をお聞きしたが、弁護士任官については、任官を希望する3人の

うち1人が指名不適当となっているとのことであるので、改めて、弁護士任官の厳しさを感じた次第である。裁判所も懐の深さを示して弁護士任官をもっと押し進めて組織の活性化を図っていただくよう要望したい。

これまで、一度だけ事件当事者等、個人と思われる方の声が弁護士からの情報の補充資料として当地域委員会に入ってきたことがあるが、裁判官の指名過程に国民の意思を反映させるため、地域委員会に弁護士や検察官以外の市民の声が入ることは必要なことではないだろうか。

- ・ 法曹一元の制度からいうと、弁護士任官は司法制度発展のためにもっと増えてもいいと思う。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第40回）の期日は追って指定。